

# 請 願 書

平成20年10月10日

横浜市教育委員長  
今田 忠彦 様

請願者 団体住所 (省略)

団体名称 横浜の図書館の発展を願う会  
代表者の氏名 溝井 正美

件 名 指定管理者制度を横浜市立図書館に導入しないこと

## 請願の理由・経緯等

私たち「横浜の図書館の発展を願う会」は、横浜市立図書館が地域の情報拠点として発展するために、図書館と協働して、図書館の価値を広く市民に伝え、図書館サービスの充実を願って活動するために設立された団体です。

市立図書館の管理・運営を民間企業等にゆだねる「指定管理者制度」は、「地方および国の行政機関が責任を持つ」(ユネスコ公共図書館宣言1994年)とした世界共有の図書館理念になじまないと考えます。

平成20年6月における社会教育法の改正時に、衆議院文部科学委員会(5月23日)および、参議院文部科学委員会(6月3日)において、図書館等の社会教育施設においては、指定管理者制度の導入による弊害を十分配慮して適切な管理運営体制の構築を目指すこととの付帯決議を、横浜市も尊重する必要があります。

また、総務省は、総務事務次官名による各都道府県知事宛「平成20年度地方財政の運営について」(平成20年6月6日付 総財財第33号)の中で、指定管理者制度の運営についてそのあり方について検証及び見直しをする旨通知しました。図書館への導入は、各自治体で慎重に検討し、市民に対し透明性を配慮しなければなりません。この通知に記載された指定管理者制度の運営上留意しなければならない事項は次の3つです。

- ア) 事業者選定に際し公共サービスの水準の確保の観点が必要であること。
- イ) 専門的知見を有する外部有識者などの視点を導入すること。
- ウ) 委託料については適切な算定に基づくものであること。

日本図書館協会の調査では、市長村立図書館で指定管理者制度を導入したのは、2007年までに73館に過ぎません。また、安来市や出雲市は1度導入しながらも、直営に戻しています。同協会の図書館政策企画委員会が作成した「指定管理者制度を検討する視点-よりよい図書館経営のために」(試行版)の活用では、「図書館設置の使命・目的の明確化」において、まず現状を把握し、その長所、短所を抽出した上で、それらに基づいて自館の使命・目的を表すことばを導くなど詳細な手順が示されています。

地域館に指定管理者制度を実験的に導入するという理由はなにか、教育委員会は横浜市民に明確に説明する責任があると考えます。弊害が心配される導入を急ぐのではなく、むしろ

ろ市民と協働して、「図書館設置の使命・目的の明確化」を図りながら横浜の図書館の発展を推進していきたいと考えます。特に、一部分の図書館で試行に踏み切るとは、その地域住民のニーズを過小評価し、限定的なサービスに留めてしまう、つまり、実質的なサービスの低下を招き、「サービスの向上」と全く矛盾することになります。「図書館がその最大の強みであるネットワーク機能を失い、単なる貸本屋になってしまうこと」を心配しています。

私どもは、以下3点の理由により、横浜市立図書館において同制度を適用しないことを強く要望いたします。

## 1. 公立図書館に「指定管理者制度」がなじまない理由

- ・ 図書館の要である司書専門職を継続して雇用、育成することができません。

横浜市は、全国的に高く評価されている専門職集団が質の高いサービスを行ってきています。それは市立図書館全体として司書の経験を共有し、蓄積、継承してきたからこそできることです。それが期間限定の指定管理者制度を導入すると、司書を継続して雇用できなくなり、司書の経験の共有、蓄積、継承が分断されます。その結果、図書館の専門的なサービスが低下し、図書館の発展に致命的な障害となります。

- ・ 指定管理者制度では権限の委譲ができません

指定管理者制度は権限を指定管理者に移すことが目的の一つであり、そこからこそ民間のノウハウを生かすという指定管理者制度導入の大きな可能性と効果が期待できます。しかし、全館一体となって機能を発揮する図書館にあってはサービス方針や資料収集などに関する権限の委譲はあり得ません。実際に指定管理者制度を導入しているある程度以上の規模の図書館で運営権限をそっくり渡しているところはありません。

民間企業が自治体の専門職職員(司書)によって一元的に構築されていた図書館ネットワークのなかに入り込むためにネットワークが分断され、うまく機能しなくなる可能性があります。

- ・ 図書館の目的は利潤追求ではありません

図書館はそもそも利益を上げるという性格のものではなく、利用者から利用料金を徴収して成り立たせることには困難があります。そのことは公立図書館のように全分野に渡って資料を置き利用対象を限定しない私立図書館が、ほとんど存在しないことでも明らかです。

指定管理者制度のメリットは、コスト削減と一般に言われますが、今までと同等の能力を持っている職員を配置する場合には、人件費にプラスされる20%~35%といわれる事業運営関連の追加費用および民間収益分が、加算されるだけで、新たなバリューが生み出されない可能性があります。もし、そのやり方を直営でやれば、民間に指定管理や委託することに比べ、民間収益分だけ安くなるはずです。直営で出来ない理由を教えてください。例えば、図書館の開館時間の延長は、本当に必要であれば、直営でも出来る筈です。人件費を削るような仕組みのからは、サービスの品質の悪化が生まれるだけであることを心配しています。

## 2. 現在の市立図書館運営体制による図書館サービスの改善を目指すべきで、指定管理者制度を導入するメリットはありません

すでに国内で公立図書館に指定管理者制度を導入した事例をいくつか調査した結果、運営主体である自治体は、利用者である市民の図書館へのニーズ調査、ニーズにマッチした新たな図書館サービス（ビジネス情報支援、医療情報支援、法律情報支援、関連公共機関や大学等教育機関との連携事業等）の開発、市民への啓発・広報活動など、まだまだ自治体が主体となって動くべきことが山ほどあったにもかかわらず、経費削減などの単純な理由で安易に指定管理者制度を導入してしまい、結果的に図書館サービスの質が低下もしくは縮小してしまった例がたぐさんあることが分かりました。

指定管理者制度を導入したのは、もともと図書館行政レベルの低かった自治体が多く、導入後に上がったというレベルでさえ、同規模自治体と比較して低いものでしかありません。横浜市立図書館は、全18館一体となつての運営で、全国的にも高い評価と信頼を得ています。指定管理者制度の導入を検討する前に、現在の市立図書館運営の中で改善すべき点をもう一度よく洗い出し、検討していただきたいと思います。民間にまかせたからといって、解決する問題ではありません。今ある優れた機能を捨てて指定管理者制度を導入することは、愚行と考えます。

## 3. 激しい変化の時代にあつて大人も学習し続ける必要のある社会では、質の高い図書館が不可欠です。

自己責任が問われる社会の中で自律ある自立した市民を得ることが、大都市横浜にとっても有益であると考えます。市民がよりよい職を得、健康で快適に過ごすには不断の努力と学習が必要です。そのような社会人、大人にとってもっとも利用しやすい学習の場は図書館です。

大都市横浜のイメージの上でも、国際港都としても充実した図書館もないという評価はマイナスでこそあれ、決してプラスには働きません。質の高い図書館は、長期的視野に立った、計画的な蔵書構築や司書としての仕事の計画性、継続性によって保証されるものです。

なお、この請願に関して、教育委員会で直接、意見陳述をさせていただく機会をいただければ幸甚です。

以上